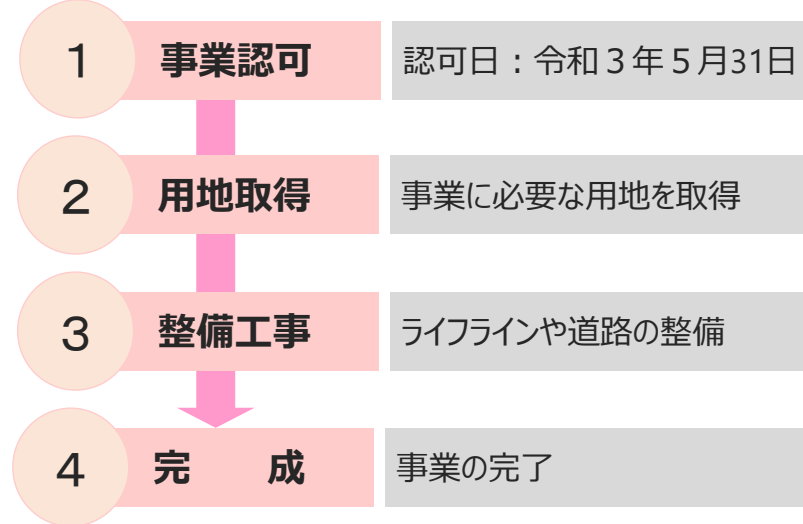


■ 事業の流れ



現在はココ

都市計画道路補助 135 号線および補助 156 号線の 事業着手と事業概要のお知らせ

日頃より練馬区のまちづくりについて、ご理解とご協力を頂き、真にありがとうございます。

下の図の区間において、本年5月31日に都市計画法にもとづく事業認可を取得し、道路の拡幅整備に着手いたしましたので、お知らせいたします。事業の概要については、2ページをご覧ください。

今後、道路拡幅に必要となる用地を取得し、整備を行ってまいりますので、当事業へのご理解とご協力を、何卒よろしくお願いいたします。

事業地内に土地・建物をお持ちの皆様へ

○都市計画法に基づく制限等について

事業認可に伴い、事業地内には都市計画法に基づく制限等が発生することとなります。概要については以下のとおりです。

<建築等の制限>

都市計画法第65条の規定により、練馬区長の許可を受けなければ、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築、その他工作物の建築（都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除く）または、移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行うことができません。

<土地建物等の先買い>

都市計画法第67条の規定により、事業地内の土地建物等を施行者（練馬区）以外の者に有償譲渡しようとする方は、その土地建物等の予定価格の額および譲り渡そうとする相手方、その他決められた事項をあらかじめ書面をもって施行者（練馬区）に届け出ていただくことになっております。

届け出があった後、30日以内は、当該土地建物等を譲り渡すことはできません。練馬区においても買取のご相談をさせていただきます。

◇関係図書の閲覧等について

事業地の範囲がわかる図面は、練馬区土木部計画課に備えてあり、閲覧することができます。

■ 問い合わせ先

	事業に関すること	用地に関すること
担当部署	練馬区 土木部 計画課 道路整備担当係	練馬区 土木部 特定道路課 道路用地担当係
担当者		
電話	03-5984-2307	03-5984-1253
住所	練馬区豊玉北6-12-1	

※当事業に関するご不明な点やご意見は、お気軽に担当者までお問い合わせください。

■ 事業箇所図



■今回の事業認可

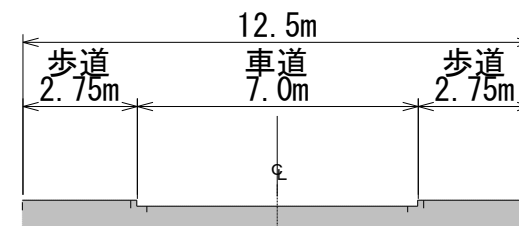
施行者 練馬区
事業の名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第 135 号線
及び幹線街路補助線街路第 156 号線
事業地の所在 練馬区東大泉一丁目、東大泉三丁目および東大泉四丁目各地内
事業認可の日 令和 3 年 5 月 31 日
認可の期間 令和 3 年 5 月 31 日から令和 10 年 3 月 31 日 (7 年間)
事業の延長等 延長 142m および交差点の改良

■事業の概要および目的

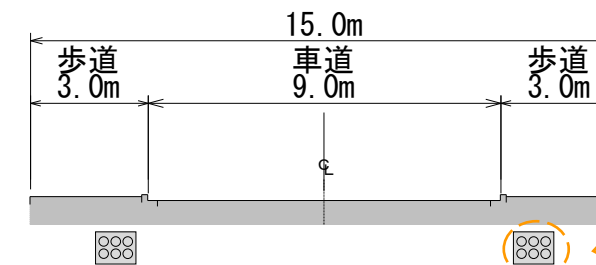
- 1 車道・歩道の拡幅および交差点改良を行い、渋滞の改善と歩行者等の安全性向上を図ります。
- 2 無電柱化（電線を地中に埋設し、電柱を除去します）を行い、防災性の向上を図ります。

■標準横断面図

○現況
車道：7.0m
歩道：2.75m

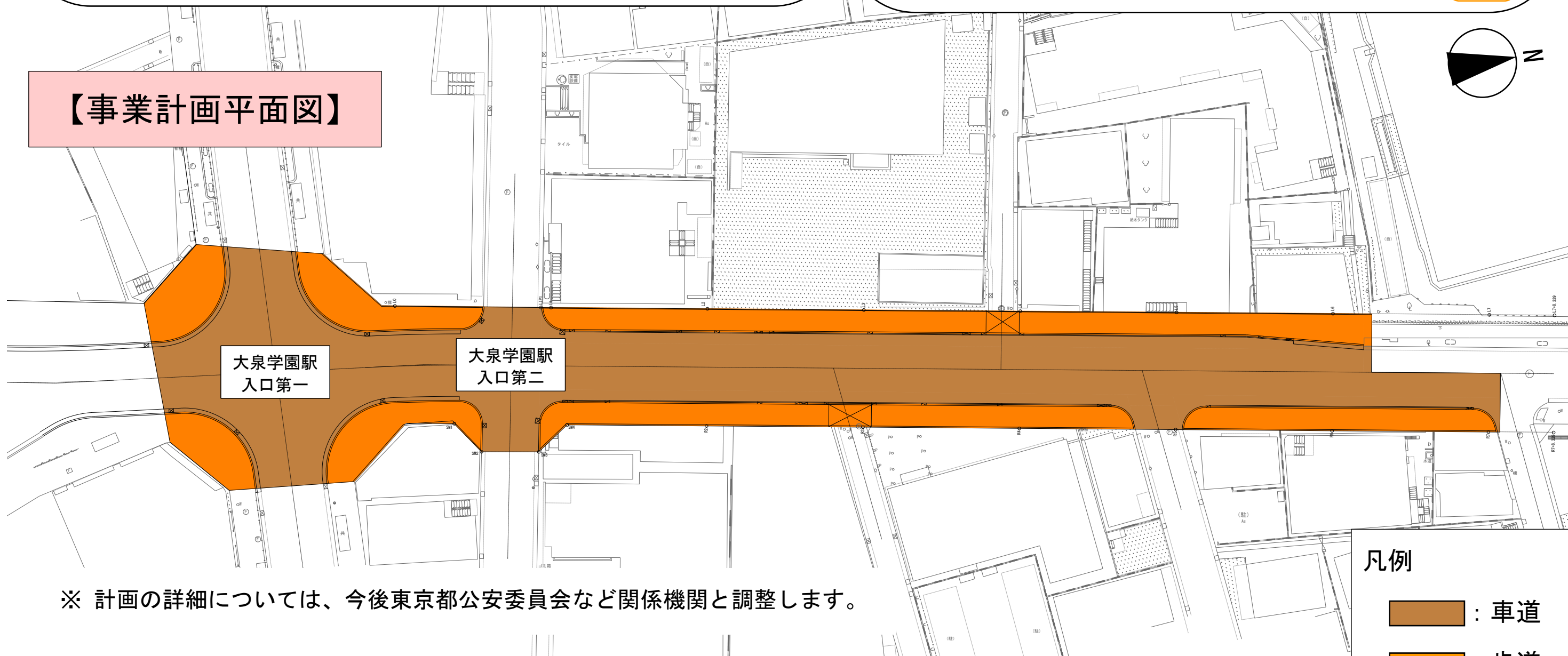


○計画
車道：9.0m
歩道：3.0m



電線類を地中に埋設します。

【事業計画平面図】



※ 計画の詳細については、今後東京都公安委員会など関係機関と調整します。

凡例

- (Brown) : 車道
- (Orange) : 歩道